

# 飛騨市スポーツ文化活動充実交付金 留意事項一覧表

## 【制度変更点】

当交付金について、令和8年度から制度及び申請様式が変更となりますので、昨年度のまま申請されないようご注意ください。

### ①飛騨市内の岐阜県認定総合型地域スポーツクラブも対象

部活動がなくなり、飛騨市スポーツ少年団に加入する「各単位団」、飛騨市認定地域クラブ、飛騨市内の岐阜県認定総合型地域スポーツクラブが対象となりました。

スポーツ系と文化系で提出先の部署が異なりますのでご注意ください。

■スポーツ系 飛騨市教育委員会スポーツ振興課

■文化系 飛騨市教育委員会生涯学習課

### ②対象経費の追加

対象経費に「講師謝礼」などを追加。

※ 認定地域クラブは、市謝礼補助があるため対象外

### ③「所属団体確認書」の様式変更

令和8年度からは飛騨市スポーツ文化活動充実交付金所属団体確認書（様式第2号）に「飛騨市内の総合型スポーツクラブ」が追加されました。

※旧様式（R7以前）は使用できませんのでご注意ください。

### ④その他

- ・市内に住所を有する小中高校生が対象 ※場合により3歳以上児も対象
- ・基準日（7月1日）以前に支出を要する場合は、事前着手届（様式第3号）の提出が必要です。
- ・略語が正式名称の団体は、交付申請書に正式名称記入後（ ）に略する前の名称を記入してください（何の競技かわかるように記載）  
（例）KBV（Kamioka Boys Volleyball神岡男子バレーボール）

## 【よくある誤った手続きの事例】

当交付金は令和4年度から始まり、令和8年度で5年目となりますが、例年誤った手続きをされるケースがあるため、その事例をご紹介します。

同様の手続きを行わないようにご注意ください。

### 〔事例1〕

年度末の3月になって、8月に購入した物品の交付金申請をしたいと市に問い合わせがあった。過去の様式でも申請できるか？

→当交付金は事前申請制のため、原則事後申請は受付できません。このケースでは、基準日である7月から8月の購入日より前の間に申請手続きが必要です。また、その年度ごとに変更箇所等もあるため、過去の様式は使用できません

### 〔事例2〕

交付申請書で申請した団体名と実績報告や請求書の名称が異なる。

→R8年度より、交付決定後代表者が変更になった場合は、代表者変更届（様式4号）を各担当課に提出していただくようお願いいたします。

また、当交付金は団体に対して交付するため、原則、申請団体と振込口座名義を同一としてください。

### 〔事例3〕

遠征費に係る燃料費の領収書（レシート）の日付が大会の一週間前の日付だった。

→一週間前に燃料を補給するのは常識では考えにくいです。遠征の前日、当日、翌日のいずれかに補給した分を実績としてください。

# 提出書類一覧表

No.	名称	提出時期
①	事前着手届※ 要綱様式第3号	4～6月中の支出をする前
②	地域クラブ等団体申請書※ 要綱様式第1号	7月中 地域クラブが交付金を申請する前 要綱第2条第1項第1号～第5号は不要
③	補助金交付申請書 規則様式第1号	7～8月頃  この頃までには事業計画を立て、事前申請を終えてください(スキーなど季節的スポーツ団体は除く)
④	補助事業計画書 規則様式第2号	
⑤	補助事業収支予算書 規則様式第3号	
⑥	所属団体確認書 要綱様式第2号	
⑦	補助事業実績報告書 規則様式第6号	
⑧	支出に係る領収書写し	申請から原則2月末まで  交付決定書が届いた後に全ての支出が終わり次第
⑨	購入物品の写真※ 印刷した用紙でも可	注) 交付決定書の日付より前の領収書は対象外
⑩	大会要項の写し※	※一覧表に掲載されていない物が必要な場合もあります。
⑪	交付金交付請求書 規則様式第8号	交付額確定通知が届き次第 原則、口座名義は申請団体名のもの

※ 該当する団体のみ